

令和6年度介護福祉士修学資金貸付 募集要領

令和6年3月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

1 目的

介護福祉士指定養成施設（以下、「養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指し、将来埼玉県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする方に対し修学資金を貸付けることにより、修学を容易にし、県内の社会福祉施設等において専門性の高い介護人材の確保に資することを目的とします。

2 貸付対象・条件等

貸付対象	以下の全ての条件に該当する方が対象です。 ①介護福祉士の指定養成施設に在学しており、既に本資金の貸付を受けていないこと ②指定養成施設を卒業後、埼玉県内の指定された社会福祉施設等で介護または相談援助の業務に従事する意思があること ③成績が優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に本資金が必要であること										
貸付額	下記の金額を上限として貸付けます。 <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>学費</td><td>50,000円（月額）</td></tr><tr><td>入学準備金（＝入学金）</td><td>200,000円（初回の貸付時）</td></tr><tr><td>就職準備金</td><td>200,000円（卒業時）</td></tr><tr><td>国家試験受験対策費用</td><td>40,000円（1年度あたり）</td></tr></tbody></table>	種類	上限額	学費	50,000円（月額）	入学準備金（＝入学金）	200,000円（初回の貸付時）	就職準備金	200,000円（卒業時）	国家試験受験対策費用	40,000円（1年度あたり）
種類	上限額										
学費	50,000円（月額）										
入学準備金（＝入学金）	200,000円（初回の貸付時）										
就職準備金	200,000円（卒業時）										
国家試験受験対策費用	40,000円（1年度あたり）										
貸付期間	4月募集：令和6年 4月から養成施設に在学する期間 10月募集：令和6年10月から養成施設に在学する期間										
留意事項	①貸付利子は無利子です。 ②連帯保証人が必要です（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）。 ③高等教育の修学支援新制度の支援対象者は減免後も自己負担額が生じる場合のみ申請することができます。 ④入学準備金は4月募集の1年生のみが申請できます。また、貸付額は入学金の自己負担額までです。 ⑤就職準備金は、働きながら修学している場合は貸付できません。										

3 貸付予定人数

160名

4 申請方法

申請書類は養成施設が取りまとめ、県社協へ送付します。申請書類一式を養成施設の受付窓口に提出してください。

5 申請受付期間

【4月募集】 令和6年4月15日（月）～令和6年5月31日（金）
【10月募集】 ※4月募集の状況により実施を判断します。 令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）

※養成施設は、施設内受付期間を設けています。提出方法等と併せて、必ず養成施設にご確認ください。

6 提出書類

「令和6年度介護福祉士修学資金貸付申請チェックリスト」を参照及びチェックのうえ、不足がないよう提出してください。

7 留意事項

- (1) 県社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。
審査結果によっては貸付不可となる場合があります。
- (2) 詳細は、「令和6年度介護福祉士修学資金貸付の手引き」をご参照ください。

8 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

TEL：048-824-3370 FAX：048-833-8062